

様式 2

第 号

## 県の回答（対応状況等）

令和 6 年 1 0 月 7 日

（ご意見標題） 県営住宅の空き家について

（担当課） 土木建築部住宅課

（ご意見要約）

赤嶺市街地住宅の部屋が数か所ずっと空き部屋なのはなぜですか。

（回 答）

この度は貴重なご意見ありがとうございます。

赤嶺市街地住宅の空き部屋の件につきましては、一部の部屋は緊急時の災害避難者へ住戸を提供できるよう空き部屋として確保している部屋がございます。それ以外の部屋については順次修繕を行い、待機当選者へ提供できるよう準備を進めております。

県としましては、今後とも指定管理者と連携し、県営住宅の適切な管理・運営を行ってまいります。

